

青森県教育委員会

教育委員長 鈴木 秀和 殿
教 育 長 田村 充治 殿

青森県高等学校・障害児学校教職員組合

執 行 委 員 長 谷崎 嘉治
障害児学校部長 松島 明

2009 年度障害児学校にかかわる要求書

青森県の障害児教育の充実と発展のために努力されていることに敬意を表します。

本県の障害児教育は、条件整備が進んできてはおりますが、なお積年の課題を抱えながら今日に至っています。特に「特別支援教育」へと移行され、さらに大きな問題が指摘されています。

私たち青森県高等学校・障害児学校教職員組合障害児学校部は、すべての子どもたちにゆきとどいた教育を保障するためにも、下記の事項について早急を実現されるよう強く要求いたします。

記

教育条件整備に関すること

1. 「特別支援学校」再編にあたり、盲・聾・知的・肢体不自由・病弱の専門の学校を青森・弘前・八戸地区に 1 校ずつ設置すること。具体的には弘前市に盲学校を、病弱養護学校を弘前市と八戸市に設置すること。
2. 知的障害と肢体不自由障害の併置を予定している学校（七戸養、森田養、むつ養）では車いすでも対応できるよう、また教室数を確保するため、校舎を増改築すること。
3. 教室数が不足している養護学校（青一養、青二養、弘一養、八一養、八二養）を増築し、重複障害に対応できる定数 100 人以内の障害児学校を新設すること。
4. 青二養、弘一養、八一養、八二養に第二体育館を設置すること。また、すべての養護学校にグラウンドを設置すること。設置の難しい学校（黒石養）は移転も含めて検討すること。
5. 学校給食未実施校については、児童・生徒や親、教師の意見や要望を尊重して設置すること。設置する場合は自校方式での学校給食を実施すること。特にむつ養護の給食を早急に自校方式にすること。
6. スクールバス未設置校には、児童・生徒や親、教師の意見・要望を尊重して設置すること。また、既に設置している学校のスクールバスの充実を図ること。特に八二養のバスを大型化し、むつ養護に車いす対応のスクールバスを設置すること。
7. すべての希望する障害児学校にエアコンを設置すること。特に体温調節の難しい障害児が学習する教室へのエアコンを設置すること。
8. 過年度卒業生を含め「高等部希望者全入」を原則とし、生徒の実態に合った学級の設置（中学部で重複学級に在籍の生徒数に見合った重複学級数を高等部でも確保するなど）を行うこと。LD、ADHD、高機能自閉症、精神疾患等の生徒も障害児学校で受けいれるようにすること。
9. 障害を持った子の早期教育の教育環境を整備すること。当面、盲・聾学校の幼稚部充実を図るとともに、養護学校へ幼稚部を設置すること。
10. 舎生減を理由に寄宿舎を一方向的に廃止しないこと。
11. 養護学校高等部および高等養護学校に職業訓練を中心とした専攻科を新設すること。

教職員の定数に関すること

12. 教諭の週当たり持ち時間数を幼小学部 17 時間、中学部 12 時間、高等部 10 時間となるよう定数配置すること。
13. 普通学級における複式認可を行わないこと。また、重複学級の複式認可についても学年ごとに設置すること。
14. 定数内講師はただちに本採用にすること。
15. 重度・重複障害児の教育充実のため、教員、寄宿舎指導員の特別加配を行うこと。特に寄宿舎指導員の最低定数 12 名は確保すること。
16. 特別支援教育について学校統廃合や教職員定数削減など、教職員の負担増とならないよう配慮すること。特にコーディネータや教育相談のための教員を加配すること。
17. すべての障害児学校に、養護教諭を複数配置するとともに、大規模校においてはその規模に応じてさらに配置するよう（各学部 1 名など）努めること。
18. 医療的ケアや摂食に配慮を要する児童・生徒がいる学校には看護師の資格を取得している教員を正式に複数は位置すること。
19. ボイラー業務、スクールバス業務および給食調理業務を民間に委託せず、現業職員を増員すること。
20. すべての障害児学校に、定数どおり正規の事務職員を配置すること。
21. 介助員を正式職員とすること。4 年での雇用継続打ち切りを止め、再雇用を認めること。

教職員の健康と安全及び生活と権利に関すること

22. 「給料の調整額」を復活すること。当面、「特別支援教育手当」の額を大幅に増額するとともに、支給対象を事務・現業職、管理職まで広げること。
23. 舎監の勤務を労働基準法等の基準に適合しているか見直し、適法な勤務となるよう改善すること。当面、舎監の勤務軽減を検討すること。
24. 障害児学校教職員を対象に腰痛、頸肩腕症に関する検診を定期検診で行うこと。
25. 妊娠中（特に初期）の教員の負担軽減措置として、現在の「学部 2 名以上」という条件を見直し、妊娠がわかった段階で臨時教員を配置すること。
26. 精神疾患の実態や超過勤務・休日勤務の実態を調査するとともに、早急に勤務軽減の改善策を講ずること。またパウハラに対する指針を県として示すこと。
27. 休憩時間が実質的に保障されるよう各学校に指導すること。特に、給食を実施している学校での休憩時間のとり方については早急に検討すること。
28. 異動はあくまで本人の希望と納得によって実施すること。とりわけ、他管区への異動や転居を要する異動の場合は本人の意思を最大限尊重すること。また、障害種別の専門性を確保するため、一律 10 年の転勤を強要しないこと。

その他

29. NPO 法人が運営する移送サービスなどの非営利の事業も県費で活用できるよう関係機関に働きかけること。
30. 校内人事により臨時免許の取得が必要となった教員に対し、取得にかかわる諸費用を保障すること
31. 障害を持った児童生徒が社会参加しやすい環境作りや卒業後の働ける場の保証に努めること。とりわけ学童保育の充実やデイサービスを受けられる施設の充実などを関係機関に働きかけること。
32. 県職員の障害者雇用枠を拡大するよう、関係部署に要求すること。また、民間企業における障害者雇用枠を拡大するよう、関係団体に働きかけること。